

### 委員会準備会（仮称）に係る実施基準（案）

1. 委員会準備会（仮称）は、円滑かつ充実した委員会審査を行うことを目的とする。
2. 委員会準備会（仮称）は、常任委員会ごとに開催するものとする。
3. 議案の取扱い（即決、付託）について協議した議会運営委員会の後の全員協議会終了後に委員間で委員会準備会（仮称）の開催の是非について協議し、委員会準備会（仮称）を開催することになった際には、直ちに開催するものとする。
4. 委員会準備会（仮称）では、委員による議案に関する基本事項の確認と視点の共有を行う。また、必要に応じて、委員会として請求する資料の確認や議案に係る施設の視察の調整等を行う。
5. 委員会準備会（仮称）は、非公開で行い、議事録は残さないものとする。